

## 悪性腫瘍既往のある患者に対する心臓移植適応の基本方針

### 【適応基準】

根治的がん治療後のホルモン療法などの併用がん治療が不要で、地域がん診療連携拠点病院基準以上の認可をうける医療機関の Cancer ボードにおいて、5年無再発生存率が、95%以上と推定されると判断された症例

### 【対象部位候補例】

胃がんⅠ期，大腸がんⅠ期，乳がんⅠ期，子宮頸がんⅠ期，子宮内膜がんⅠ期，皮膚がんⅠ期，低リスク甲状腺がん，喉頭がんⅠ期，腎がんⅠ期，精巣がんⅠ期，前立腺がんⅠ期，など

※ あくまで、がん非専門医に対する例示であって、その他のがん種について除外するものではない

### 【運用指針】

1. 本基準の対象患者においては，移植登録後「6ヵ月毎報告」を義務化する
2. 「自施設内判定」は適用されない
3. 移植登録後，新規がん合併により Status 3 になった症例についても本基準を適用して、Status 1/2 への復帰を再評価可能とする

### 【運用開始】

2021年11月1日（月）以降の申請

悪性腫瘍の既往のある移植適応判定について、制度上の修正点  
(下線部は明文化されていなかった部分、二重下線は変更点です)

- ① 移植申請施設（とくに植込型 LVAD 実施施設）に対して、悪性腫瘍の既往のある患者に 対する心臓移植登録のルール全般に対する周知徹底
- ② 原則として悪性腫瘍が病理上確定した段階で連携移植実施施設に連絡し、すみやかに（概ね一週間以内）status 3にすべきこと
- ③ 前項から逸脱したことが後日判明した場合、病理確定時まで遡及してstatus 3とする
- ④ 根治的がん治療後のホルモン療法などの併用がん治療が不要で、地域がん診療連携拠点 病院基準以上の認可をうける医療機関（可能な限り連携移植実施施設が望ましい）の Cancer Board において、5年無再発生存率が 95%以上と推定されると判断された症例 の場合は以下の手続きで status1/2への復帰を可能とする
- ⑤ 適応検討部会に再申請中は移植は施行できない
- ⑥ 再申請には、最新のデータを入力した「データシート」、「Cancer Board 審議概要」，「Cancer Board 判定通知書」，申請時必要な患者の最新の同意書，すべてを添付する
- ⑦ 適応検討部会において再審査し、適応と判定されれば、status 1/2 への復帰を認めるが、過去のstatus 3の期間を遡及して短縮するものではない
- ⑧ 自施設判定可能施設の症例でもこの場合は適応検討部会において全く同様の手続きを踏んで適応判定する
- ⑨ 適応判定後6ヶ月毎に悪性腫瘍の再発について報告を求める
- ⑩ 登録中の悪性腫瘍発覚時におけるstatus 1/2の継続条項はこれを削除する